（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｇ　略］

ｈ　当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利である場合には、この様式（「記載上の注意」⑸ｃ及び㉛を除く。）中「内国有価証券投資事業権利等」とあるのは「特定内国電子記録移転権利」と読み替えて記載すること。

［⑵～⑷　略］

⑸　内国有価証券投資事業権利等の形態等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利又は内国有価証券投資事業権利等（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）（以下この様式において、これらを総称して「特定内国電子記録移転権利等」という。）である場合には、次に掲げる事項を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⒜　当該特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術の名称、内容及び選定理由

⒝　当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームの名称、内容及び選定理由

［⑹～⑯　略］

⑰　組合等の仕組み

ａ　［略］

ｂ　組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社（暗号資産の管理を行う者を含む。）、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

ｃ　ｂに掲げる事項に加えて、当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合において、提出者が届出の対象とした特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術を提供する者が存在するときは、当該者についてｂと同様の事項を分かりやすく記載すること。また、この場合において、当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームを提供する者が存在するときは、当該者についてもｂと同様の事項を分かりやすく記載すること。

⑱　組合等の機構

ａ　組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｇ　同左］

［加える。］

［⑵～⑷　同左］

⑸　内国有価証券投資事業権利等の形態等

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

［⑹～⑯　同左］

⑰　組合等の仕組み

ａ　［同左］

ｂ　組合等及び組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、組合の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。

［加える。］

⑱　組合等の機構

組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。